南城市地域包括支援センター
（地域型）業務委託

企画提案公募要領

南城市地域包括支援センター（地域型）業務委託

企画提案公募要領

１．公募の目的

本市では、「南城市高齢者福祉計画・第１０期介護保険事業計画」（令和９年度～令和１１年度）に基づき地域包括支援センターの事業強化を図ることを目的に、高齢者や家族の方々の身近な相談窓口としてより充実した高齢者の支援を行うため、日常生活圏域毎に、「南城市地域包括支援センター（地域型）」（以下「地域型センター」という。）を設置します。

この公募要領は、地域型センターを公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、業務を運営する地域型センターを受託する法人（以下「受託者」という。）を選定する手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

２．募集する地域型センターの設置数及び担当地区

募集する地域型センターの設置数及び担当地区については、以下のとおりとする。



《担当地区》日常生活圏域　　【令和8年3月末現在】

【エリア】	東地区					西地区					全体
	津波古	小谷	新里	兼久	佐敷	百名	新原	玉城	中山	奥武	
	手登根	伊原	屋比久	外間	冨祖崎	志堅原	堀川	富里	當山	屋嘉部	
	仲伊保	新開	つきしろ	県営新開団地	県営新開第二団地	糸数	船越	愛地	前川	西原	
	県営仲伊保団地	志喜屋	山里	具志堅	知念	南風原	平良	嶺井	県営嶺井団地	古堅	
	吉富	久手堅	安座真	知名	海野	福原	島袋	当間	仲程	高宮城	
	久原	久高	県営知念団地			銭又	平川	稲嶺	大里GT	目取真	《市内行政区数》 70
	親慶原	喜良原	仲村渠	垣花		湧稲国	大城	稲福	真境名	県営大里団地	内、東地区 32 西地区 38
						県営大里第二団地	大里NT	第二GT			
高齢化率	31.02%					23.55%					26.67%
前期高齢化率	14.86%					11.90%					13.14%
後期高齢化率	16.17%					11.64%					13.53%
65歳以上人口	6,139人					6,482人					12,621人
65~74歳	2,940人					3,277人					6,217人
75歳以上	3,199人					3,205人					6,404人
総人口	19,788人					27,530人					47,318人

《参考》　　【令和8年3月末現在】

要支援認定者数	250	255	505

3．地域型センター業務の概要

（1）業務名

南城市地域包括支援センター（地域型）業務委託

（2）業務内容

地域型センターに委託する業務の内容は、原則次に掲げる事項とする。なお、業務の詳細については、別紙「南城市地域包括支援センター（地域型）業務委託事業仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照すること。

ア 包括的支援事業（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号（以下「法」という。））第 115 条の 46）

① 総合相談支援業務（法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号）

② 権利擁護業務（法第 115 条の 45 第 2 項第 2 号）

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第 115 条の 45 第 2 項第 3 号）

④ 在宅医療・介護連携推進事業（法第 115 条の 45 第 2 項第 4 号）

⑤ 生活支援体制整備事業（法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号）

⑥ 認知症総合支援事業（法第 115 条の 45 第 2 項第 6 号）

⑦ 地域ケア会議開催業務（法第 115 条の 48 第 1 項）

イ 介護予防・日常生活支援総合事業（法第 115 条の 45 第 1～2 項）

第 1 号介護予防支援事業（法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニ）における介護予防ケアマネジメント業務（第 1 号介護予防支援事業）

ウ 指定介護予防支援事業（法第 115 条の 22）「指定介護予防支援事業所」の指定を受け、指定介護予防支援事業を実施する。

エ 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築業務（法第 115 条の 46 第 7 項）

オ 厚生労働省が定める事業（法第 115 条の 45 第 1 項）

① 介護予防把握事業

② 介護予防普及啓発業務

カ その他

① 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に係る事業・業務等の申請受付、実施調査、本市への進達等

② 地域支援事業等における対象者の把握・調査・申請代行業務

③ 地域包括ケア推進協議会への参加、資料提供の協力

④ 介護保険・高齢者保健福祉行政の運営にあたり、本市が地域型センターにおいて実施する必要があるものと判断する業務

（3）留意事項

関係法令等の改正、介護予防・日常生活支援総合事業の実施等に伴い、業務内容を変更する場合がある。

4．人員の配置

各地区に設置する地域型センターの人員の配置については、別紙「仕様書」に定めるとおりとする。

5．業務時間

地域型センターの業務時間（休業日等含む。）については、別紙「仕様書」に定めるとおりとする。

6．業務委託期間

地域型センターの委託期間は、令和９年４月１日から令和１４年３月３１日までの５年間とする。

7．再委託の禁止

受託者は、受託をする業務の全部又は一部を本市の承諾なく第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

8．参加資格要件

地域型センターの運営を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、かつ、参加申込時点で高齢者福祉・介護保険事業に携わる事業を実施し、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

（1）市内に事業所を設置している医療法人、社会福祉法人、財団法人、公益社団法人、社団法人及び営利法人（以下「法人」という。）とする。

（2）南城市地域包括支援センター事業実施要綱（平成 20 年 3 月 31 日訓令第 16 号）に基

づき、地域型センターの運営に必要な人員が確保されている又は確保予定であること。

（3）応募する地区内に地域型センターを運営する施設（相談室等）の設備等が設置されている又は設置予定であること。

（4）応募する法人及びその役員が、応募時点で過去５年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しい不当な行為をした者でないこと。

（5）居宅介護支援事業等の介護保険サービスについて、令和８年４月１日時点で３年以上の提供実績があること。

（6）納期限の到来している国税及び地方税を完納していること。

（7）別紙「仕様書」で定める委託業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。

（8）地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

（9）本市の競争入札参加資格指名停止を受けていないこと。

(10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制下にある者でないこと。

９．プロポーザル参加表明

企画提案に参加する事業者は、必ず、プロポーザル参加表明書（様式第１号）を事務局に提出しなければならない。

（1） 提出期限等

ア 提出期限 ･･･ 令和８年１２月　２日（水）　午後５時（必着）

イ 提出部数 ･･･ １部

ウ 提出方法 ･･･ 電子メール又は直接持参

（2）プロポーザル参加表明書（様式第１号）の提出後に参加を辞退する場合は、プロポーザル参加表明取下書（様式第２号）を令和８年１２月８日（火）までに提出するものとする。

（3） 留意事項

プロポーザル参加表明書（様式第１号）が未提出の場合、プロポーザル応募申請書（様式第４号）を受け付けない。

１０．プロポーザル応募申請手続き

（1） 提出書類及び添付書類については、次の表のとおりとする。

ア 提出書類

様　式	提　出　書　類　の　名　称
第４号	プロポーザル応募申請書　及び提出書類等のチェックリスト
第５号	誓約書
第６号	介護保険法第 115 条の 22 第 2 項各号の規定に該当しない旨の誓約書
第７号	沖縄県内における介護保険サービス等提供実績

第８号	委託料見積内訳書（その１）及び事業費収支予定計算書（その２）
第９号	施設整備計画書
第 10 号	職員の確保、勤務体制等
第 11 号	趣意書
第 12 号	希望地区に対する支援方針等
第 13 号	業務実施計画書
※様式第７号には、現在運営している施設又は事業に関する資料（パンフレット等）も添付	

イ 添付書類

資料	添 付 書 類 の 種 類	備 考
資料１	法人の定款の写し（又は寄付行為（写し可））	写しの場合は原本証明
資料２	商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書	直近３ケ月以内
資料３	法人印鑑証明	直近 3 ケ月以内（様式第 1･2･4･5･6･14 号に使用する印鑑であること）
資料４	法人組織図	様式任意
資料５	法人の概要、理念、基本方針	様式任意
資料６	法人代表者履歴書	様式任意（住民票添付）
資料７	役員名簿	様式任意
資料８	各種法人税の完納証明書（滞納がない証明）	直近２年分
資料９	その他提出書類に係る添付書類	各様式を参照

（２） 提出期限等

ア 提出期限・・・令和８年１２月１５日（火）午後５時（必着）

イ 提出部数・・・１０部（正本１部、副本９部）※副本は正本の写しでよい。

ウ 提出方法

① 事務局への直接提出とする。

② 提出の際の受付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く、午前９時から午後５時までとする。

（３）提出書類の規格等

ア Ａ４判縦、横書き、両面印刷を原則とする。ただし、資料の作成上Ａ３判を利用した方が確認しやすい場合は可とする。

イ 文字サイズは、１１Ｐ以上とする。

ウ Ａ４判縦型フラットファイルに左綴じ（折込可）とし、書類にはインデックスを付すること。

エ ファイル表面及び背表紙に、「南城市地域包括支援センター（地域型）業務委託企画提案申請書」、「応募地区」、「法人名」を記載すること。

オ 複数地区の地域型センターの応募を行う場合は、地区毎に提出書類（添付書類）一式

を定められた提出部数作成した上で、それぞれ提出すること。

（4） 留意事項

ア 提出書類及び添付書類（以下「提出書類等」という。）の内容に不備が認められた場合は受理できない場合があるため、内容・必要部数等に十分注意の上、提出すること。

イ 提出後の提出書類等の修正等は、提出期限内においてのみ差し替え可能とすること。

ウ 提出締め切り後における提出書類等の変更及び追加は公平性の観点から一切認めない。ただし、本市の指示により提出書類等の修正・追加する場合を除く

エ 提出書類等は、理由の如何を問わず返却しない。

オ 提出書類等は、委託法人の選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。

カ 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、南城市情報公開条例（平成 18 年１月１日南城市条例第７号）の規定に基づき、提出書類を公開する場合がある。

キ 提出書類等は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とすること。

１１．質問の受付及び回答

企画提案等に関する質問は、「公募要領・仕様書に対する質問書」（様式第３号）により、下記のとおり事務局へ提出すること。

（1）提出期限等

ア 提出期限・・・令和 ８年 １１月 ２７日（金）午後５時（必着）

イ 提出方法・・・電子メール又はＦＡＸ

（2） 回答方法等

ア 回答方法・・・プロポーザル参加表明書（様式第１号）を提出した全参加法人に対し、電子メールにて回答を行う。

イ 回答期日・・・令和 ８年 １２月 １日（火）以降

（3）その他

ア 質問書には要旨を簡潔にまとめ、箇条書きで記載すること。

イ 当該質問書以外（電話、口頭等）での質問、締切後の質問等は受け付けない。

１２． 応募の辞退

応募を辞退する場合は、プロポーザル審査の７日前までに、応募辞退届（様式第 14 号）にその理由を明記し、事務局へ提出するものとする。

１３．失格条項等

応募した法人が、次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

（1）提出書類等が、この要領又は別紙「仕様書」に示された条件に適合しない場合

（2）提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合

（3）提出書類等に、虚偽の記載があった場合

（4）審査の公平性を害する行為があった場合

（5）その他、南城市地域包括支援センター（地域型）業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が社会通念に照らし、失格に当たる事由があると認める場合

１４．受託者の選定

（１）基本的な考え方

本委託業務の受託者の審査選定に当たっては、南城市プロポーザル方式実施要綱第４条の規定に基づき、選定委員会を設置し、選定委員会において、提案内容を公正かつ厳正に審査し、最も優れた提案を行ったものを受託候補者として選定する。また次点候補者も併せて選定する。

（２）地区毎の審査

ア 委託候補者の選定は、地区毎に行う。

イ 参加資格要件を満たすと判断される応募者が４者以上の地区があった場合、第１次審査（書類審査）を行い、３者までを第２次審査のプロポーザル審査（プレゼンテーション）該当者とする。

ウ 参加申込みのない地区

参加申込みのない地区については、再度の募集地区とする予定である。

（３）第１次審査の手順等

ア 参加資格要件を満たすと判断される応募者が、４者以上の地区のみ行う。

イ 審査については、提出書類等を事務局にて総合的に評価し、最終審査の該当者（３者）を選定する。

ウ 第１次審査の結果については、当該地区の全応募者に対し、第１次審査結果通知書にて通知する。

（４）最終審査の手順等

提出書類等及びプレゼンテーションの内容を別に定める「業務選考審査基準表」に基づき、選定委員会にて総合的に評価・審査し、最高得点者を委託候補者として、その次の得点者を次点委託候補者として選定する。

（５）第２次審査のプロポーザル審査（プレゼンテーション）

ア 日 時・・・令和８年１２月２３日（水）※予定

イ 場 所・・・南城市役所　庁議防災室

※上記、ア、イ及び応募者毎の時間については、別途決定し、電子メール及び書面で通知する。

ウ 時 間・・・１者あたり５０分以内（応募者からの説明３０分、質疑応答２０分）

エ その他

① プレゼンテーションは、非公開とする。

② プレゼンテーションは、本業務に直接携わる担当者（予定者含む。）又は応募者における担当責任者が行い、出席者数は３人以内とする。

③ プレゼンテーションは、提出された資料をもとに行うこと。なお、追加提案の説明や追加資料の配付は原則認めない。

④ プレゼンテーションの実施に当たり使用する機材等は全て提案者が用意すること。ただし、プロジェクター、電源コードリール、ディスプレイケーブル（RGB,HDMI）については市で用意する物を使用して構わない。

（６）最低基準点

最終審査において、その合計得点が６割に満たない場合は、委託候補者の要件を満たさないものとする。

（７）審査結果の通知等

審査結果は、プレゼンテーションを行った全参加者に、電子メールで通知する。

１５．委託予定者との協議・契約

（１）市長により決定された業務委託予定者と本市との間で、委託条件等に関する契約協議を行う。

（２）協議の後、事業委託にかかる契約を締結する。

（３）なお、業務委託予定者と本市との協議が整わない場合、又は業務委託予定者が委託事業を遂行することが困難となる場合は、原則として次点候補者と協議を行う。

（４）受託者の辞退等により本市に損害が生じた場合には、その費用を請求する場合がある。

１６．業務委託契約上限額(5年間)

地域型センター1ヶ所あたりの上限額を、￥１７５，０００，０００(非課税)とする。

（但し、１会計年度あたりの上限額は、￥３５，０００，０００(非課税)とする。）

１７．業務の引継ぎ等

令和９年４月１日からの円滑な業務の遂行に資するため、本市と業務委託予定者の間に、次の事項に係る協定書等を締結する。

令和８年度中に業務委託予定者の負担において、事前の業務の引き継ぎや準備、事業計画の作成、本市が開催する研修への参加等を行う。この場合における職員は、令和９年４月１日からの配置予定職員（職員配置基準による保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（それぞれ準ずる者を含む。））を原則とするが、配置予定職員の任用等の事情により当該職員に対する引継ぎが困難な場合には、本市と協議の上、当該引継ぎの職員を別途定めるものとする。業務委託予定者の事情により、業務の実施ができなくなった場合においても、準備のために支出した費用について、本市は補償しない。

１８．その他留意事項

（１）本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。

（２）審査内容、結果についての異議は認めない。

１９．選定スケジュール（予定）

（１）公募要領の公表（ホームページ掲載）

・・・令和８年１１月１６日（月）～１２月１５日（火）

（２）質問締切日・・・令和８年１１月２７日（金）

（３）質問回答日・・・令和８年１２月１日（火）以降メールにて回答

（４）プロポーザル参加表明書締切日・・・令和８年１２月２日（水）

（５）プロポーザル参加表明書取下げ書締切日・・・令和８年１２月８日（火）

（６）応募申請書等の提出期限・・・令和８年１２月１５日（火）

（７）一次審査（書類審査)・・・令和８年１２月１８日（金）

（８）選定委員会による二次審査（プレゼンテーション)・・・令和８年１２月２３日（水）

※予定

（10）選定結果通知等　・・・令和８年１２月２８日（月）※予定

（11）契約協議及び引き継ぎ準備期間・・・令和９年２月以降

（12）契約締結・業務開始・・・令和９年４月１日（木）

２１．事務局

本公募に係る事務局は、以下のとおりとする。

〒901-1495　　南城市佐敷字新里 1870 番地

南城市役所健康福祉部　生きがい推進課内　南城市地域包括支援センター係

電 話 番 号　　098-917-5489

ＦＡＸ番号　　098-917-5427

E-mail アドレス　ikigai@city.nanjo.lg.jp